

子ども医療費助成制度について

この制度は、高等学校修了前のお子さんを対象とした医療費助成制度です。
保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

対象者

高鍋町に住民票がある高等学校修了前までのお子さん
18歳に達する日以後最初の3月31日まで就労している方、
婚姻・出産した方も対象です。

※以下の方は助成の対象外です。

- ・生活保護を受給されている方
- ・健康保険の資格がない方



「ひとり親医療費助成制度」、「重度心身障害者医療費助成制度」の対象となる方も「子ども医療費助成制度」が優先されます。

医療機関等での自己負担額

自己負担額なし（調剤を含む）

※以下の費用は助成の対象外です。

- ・保険診療の対象とならない費用(入院時の食事療養費、予防接種料、文書料等)
- ・保険診療の対象となる場合でも、附加給付、高額療養費等に該当する費用
- ・交通事故などの第三者の行為による傷病の療養費
- ・学校や保育所等の管理下での傷病療養費（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる医療費）

助成を受ける方法

窓口で被保険者証と一緒に子ども医療費受給資格者証を提示してください。

資格証のお受け取り方法

1. 「子ども医療費受給資格登録・受給資格証交付申請書」に記入する。
2. 下記の必要書類を役場へ提出する。
 - ・子ども医療費受給資格登録・受給資格証交付申請書
 - ・対象児童の健康保険証の写し
3. 資格証を役場窓口で受け取る。



※令和5年4月からの制度改正に伴う、資格証の申請手続きについては必要ありません。

お問い合わせ先：高鍋町役場 福祉課 子ども支援係 TEL 0983-26-2010